

## 岡山県養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱

令和 4年3月18日 子家第 779号

令和 7年3月26日 子家第1001号一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、ひとり親の養育費確保を図り、経済的自立を促すため、岡山県内の町村（福祉事務所を設置している町村を除く。以下同じ。）に住所を有するひとり親に対し、養育費の取決めのために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 児童を監護する配偶者のいない母又は父
- (2) 公正証書等 強制執行認諾約款を付記した公正証書、確定判決、調停調書その他の養育費に関する債務名義を有する文書
- (3) 裁判外紛争解決手続（ADR） 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続（弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証紛争解決事業者が実施するものに限る。）をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付申請時において、ひとり親であって、岡山県内の町村に住所を有し、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る公正証書等作成経費
  - ア 養育費の取決めに係る債務名義を有し、公正証書の作成に係る経費を負担した者
  - イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護している者
  - ウ 過去に養育費の取決めに關して本要綱又は他自治体から補助金を交付されていない者又は交付予定でない者

(2) 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る経費

- ア 令和7年4月1日以降に養育費に係る取決めを行うため裁判外紛争解決手続（ADR）を利用している者
- イ 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る経費を負担している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護している者
- エ 過去に養育費の取決めに関して本要綱又は他自治体から補助金を交付されていない者又は交付予定でない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める経費のうち、補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が負担した経費とする。

(1) 養育費の取決めに係る公正証書等作成経費

- ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く。）
- イ 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立て又は裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る。）、その他戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。）及び連絡用の郵便切手代等

(2) 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る経費 裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調定に要した費用のうち一回目の期日に係るもの（弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証紛争解決事業者が用意する場所以外の場所で調定を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の合計額とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、公正証書等を作成した日又は裁判外紛争解決手続（ADR）の1回目の調停期日から6か月以内に知事に提出するものとする。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由があると知事が認めた場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿

等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として1ヶ月以内に交付されたもの）。ただし、ひとり親であること及び養育費の取決めの対象となる児童を監護していることを確認できれば、児童扶養手当証書の写しでもよい。
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 養育費の取決めに係る公正証書等作成経費の申請の場合は、公正証書等の写し
- (4) 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る経費の申請の場合は、その取決めに交わした文書の写し又は第1回目の調停が実施されたことが証明された文書の写し
- (5) その他、知事が必要と認めるもの

（交付決定）

第6条 知事は申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 知事は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、養育費に関する公正証書等作成支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条第2項により交付の決定を受けた申請者は、養育費に関する公正証書等作成支援補助金請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をしたが、規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、公正証書等の作成日又は裁判外紛争解決手続（ADR）の利用申込日が令和7年4月1日以降である場合における当該公正証書等の作成及び当該裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る経費に対する補助金の交付について適用し、令和7年3月31日までに養育費の取決めのために必要な経費を負担したものに係る補助については、なお従前の例による。

養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書

岡山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

標題の補助金について交付を受けたいので、養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請に当たっては、同交付要綱及び岡山県補助金交付規則に定める条項の適用を受けることに同意します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円 (上限額：30,000円)

2 添付資料 (添付する資料に☑して下さい。)

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号関係資料

児童扶養手当証書の写し

【児童扶養手当を受給していない場合】※いずれも申請より 1 か月以内に取得したもの。

申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本

世帯全員の住民票の写し

(2) 第 5 条第 2 項第 2 号関係資料 (申請者が負担した該当するものを添付)

公証人手数料 (公正証書の場合) (金額 \_\_\_\_\_ 円)

調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代 (金額 \_\_\_\_\_ 円)

戸籍謄本等の添付書類取得費用 (金額 \_\_\_\_\_ 円)

公的機関が求めた連絡用郵便切手代 (金額 \_\_\_\_\_ 円)

裁判外紛争解決手続 (ADR) の申込料、依頼料及び 1 回目の調定費用 (金額 \_\_\_\_\_ 円)

その他 ( ) (金額 \_\_\_\_\_ 円)

合計 \_\_\_\_\_ 円

(3) 第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号関係資料 (養育費の取り決めをした文書の写し)

公正証書

確定判決

調停調書

ADR による養育費の取決め合意の成立・不成立又は第 1 回目の調停が実施されたことが証明された書面の写し

その他 ( )

(4) その他知事が必要と認めるもの

( )

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

岡山県知事 殿

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
			住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
			住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
			住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は申請者に、前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、申請者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
  - ② あなたと生計を一にしている
  - ③ 前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
  - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第3号

第 号

申請者氏名

養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養育費に関する公正証書等作成支援補助金については、岡山県養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

岡山県知事

記

補助金額

円

様式第4号

第 号  
年 月 日

申請者氏名 様

岡山県知事

養育費に関する公正証書等作成支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養育費に関する公正証書等作成支援補助金については、岡山県養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、交付しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

<不交付決定理由>

